

海と高原のまち・ひろの体験交流推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、「海と高原のまち・ひろの体験交流推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、洋野町の実情に合わせて、グリーンツーリズム(農山漁村での自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動)を推進するために必要な啓発・普及、情報発信等の条件整備を関係団体等が一体となって取り組み、交流人口の増大による農山漁村地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 啓発・普及及び情報発信に関する事業
- (2) 受け入れ体制整備及び運営に関する事業
- (3) 受け入れに係る人材育成に関する事業
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する別表に掲げる団体及び個人会員をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、総会において選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び例会とする。

(総会及び例会)

第10条 総会は、年1回とし、例会は、必要に応じて開催する。

2 総会及び例会は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 総会及び例会は、次の事項を審議、決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業の推進に関すること。

(3) その他協議会の運営に関すること。

4 総会及び例会の議事は、出席者の過半数により決定する。

5 会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、水産商工課内に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、総会及び例会で定める。

(附則)

この規約は、平成21年5月15日から施行する。

海と高原のまち・ひろの体験交流推進協議会名簿

〔会員〕

団体名等	役職	氏名	備考
大野ふるさと公社	事務局長	林 下 千一郎	
グリーンヒルおおの	支配人	畑 林 忠 志	
アグリパークおおさわ	支配人	久保田 唯	
種市ふるさと物産館	代 表	庭 静 子	
大野産直友の会	会 長	南 エイ子	
種市漁業協同組合	参 事	下 田 健 一	
種市南漁業協同組合	総務部長	玉 澤 明 彦	
小子内浜漁業協同組合	参 事	澤 口 延 行	
種市遊漁船協会	会 長	荒 谷 隆	
種市地域食文化伝承交流施設運営協議会	事務局長	金 沢 勝 司	
大野畜産公社	場 長	岩 山 義 明	
洋野町しいたけ産業振興協議会	会 長	高屋敷 幸 雄	
ひろの星を見る会	会 長	阿 部 俊 夫	
大野産業デザインセンター	所 長	野 田 雄 二	
14 団体			

〔オブザーバー〕

団体名等	役職	氏名	備考
久慈地方振興局企画総務部	主 査	臼 井 宏	
久慈地方振興局農政部	主 査	平 宏 紀	
久慈広域観光協議会	専務理事	貫 牛 利 一	

〔事務局〕

団体名等	役職	氏名	備考
洋野町水産商工課	課 長	久保田 藤 男	
洋野町水産商工課	係 長	城 内 英 行	
洋野町水産商工課	主 事	奥 寺 英 彦	

事業推進体系図

